

## 公益社団法人とっとり被害者支援センター入会手続等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人とっとり被害者支援センター（以下「センター」という。）定款第6条に定める正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会手続きについて定めるものとする。

(正会員の入会)

第2条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(賛助会員の入会)

第3条 賛助会員として、入会しようとする者は、入会申込書(様式第2号)を理事長に提出するものとする。

(変更届)

第4条 正会員は、入会申込書の記載内容に変更があった場合は、変更届（様式第3号）により理事長に届け出るものとする。

(退会)

第5条 正会員は、退会しようとするときは、退会届（様式第4号）を理事長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

2 賛助会員は任意に退会することができる。

(除名)

第6条 理事長は、正会員を除名しようとするときは、定款第10条の定めによるものとする。

(委任)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年3月9日から施行する。

入会手続規程

様式第1号（第2条関係）

入 会 申 込 書 (正会員)	
年 月 日	
公益社団法人とっとり被害者支援センター 理事長 殿	
住 所 (所在地)	
氏 名 (団体・個人名)	
(代表者名)	
公益社団法人とっとり被害者支援センターの目的及び事業に賛同し、 <b>正会員</b> として 入会したいので、下記会員登録票のとおり申し込みます。	
会 員 登 録 票	
入会形態	団 体 ・ 個 人      (※希望するものを○で囲んで下さい。)
連 絡 先	
団 体 の 場 合	個 人 の 場 合
電話番号	電話番号
FAX番号	FAX番号
メールアドレス	メールアドレス
連絡担当者	
役職	
ふりがな	ふりがな
氏名	氏名
(電話      —      —      )	
※郵送物などは連絡担当者の方に届きます。	

様式第2号(1)(第3条関係)

入 会 申 込 書 (賛助会員)	
年 月 日	
公益社団法人とっとり被害者支援センター 理事長 殿	
住 所 (所在地)	
氏 名 (団体・法人名)	
(代表者名)	
公益社団法人とっとり被害者支援センターの <b>賛助会員</b> として入会したいので、下記 会員登録票のとおり申し込みます。	
会 員 登 録 票	
入会形態	団 体 ・ 個 人 (※希望するものを○で囲んで下さい。)
連 絡 先	
団 体 の 場 合	個 人 の 場 合
電話番号	電話番号
FAX番号	FAX番号
メールアドレス	メールアドレス
連絡担当者	
役職	
ふりがな	ふりがな
氏名	氏名
(電話 — — )	
※郵送物などは連絡担当者の方に届きます。	

様式第2号(2) (第3条関係)

<h3>賛助会員入会・寄付申込書</h3>	
年 月 日	
「とっとり被害者支援センター」に	
<input type="checkbox"/> 賛助会員 (団体・個人)	口数 <u>          </u> 口
<input type="checkbox"/> 寄付	を申し込みます。
郵便番号 〒	—
<hr/>	
(所在地)	
住 所	
<hr/>	
(団体の場合は団体名と代表者名)	
ふりがな	
氏 名	
<hr/>	
(団体の場合は連絡担当者名)	
役 職	ふりがな
	氏 名
<hr/>	
電話番号 (            )	—
FAX番号 (            )	—
<hr/>	
メールアドレス	
<hr/>	

(備考) この様式は、リーフレット用の申込書として使用する。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

公益社団法人とっとり被害者支援センター

理事長 殿

申込者

住所、氏名（法人の場合はその名称及び代表者名）

印

### 変 更 届

このたび、次のとおり変更がありましたので、お届けします。

変 更 事 項	変 更 内 容	変 更 年 月 日

入会手続規程

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

公益社団法人とっとり被害者支援センター

理事長 殿

申込者

住所、氏名（法人の場合はその名称及び代表者名）

印

退 会 届

このたび、次のとおり公益社団法人とっとり被害者支援センターを退会しますので、お届けします。

記

1 退会年月日

2 退会理由